

令和6年 5月13日

建設事業者
建設工事従事者の皆様へ

和歌山県県土整備部長

建設業における公共工事の品質確保に向けたコンプライアンスの徹底について

平素は、本県県土整備行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
県では、従来から関係法令及び土木工事共通仕様書等に基づき、公共工事の品質確保の促進を図っているところですが、令和5年7月に公表した県発注の県道長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事における施工不良は、当該工事を受注した企業が建設工事請負契約に基づく設計図書に従わず、適切な措置を怠ったまま工事を継続し、虚偽の完成図書を提出するなど契約内容に適合した履行がなされなかったものであり、その行為は極めて悪質で、トンネルの供用が大幅に遅れるなど社会に大きな影響を及ぼしています。

このような社会的規範を逸脱した行為は、当該企業のみならず建設業界全体の信用を毀損することとなります。

今後このような事案を発生させないためには、各企業の経営者だけでなく、監理技術者や現場代理人など建設業界で働く者一人ひとりが法令違反等を許さないという高いコンプライアンス意識を持ち行動することが必要となります。

各企業において、こうした意識の醸成が図られるよう更なる教育や啓発に取り組むとともに、建設工事従事者の皆様には、自己啓発に取り組むなど改めてコンプライアンスの徹底をお願いいたします。